

東部知多衛生組合告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月16日

東部知多衛生組合監査委員 井上新

東部知多衛生組合監査委員 山本恭久

令和6年度定期監査報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
- 3 監査の期日 令和6年11月22日（金）
- 4 監査項目 (1) 予算執行事務  
(2) 契約事務  
(3) 財産管理事務
- 5 監査結果 上記項目に重点をおいて、定期監査を実施した結果、総体的に良好な処理であると認める。